

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 8 年度第 8 回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳整備事務の事務変更届（農業委員会事務局） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市農地利用最適化推進委員の委嘱事務の事務開始届（農業委員会事務局） ・野田市農業委員会委員の任命事務の事務開始届（農政課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて</p> <p>個人情報を取り扱う事務の届出制度について</p> <p>見直しに係る個人情報取扱事務の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験事務の事務変更届（人事課） ・人事管理・給与計算システム事務の事務変更届（人事課） ・臨時職員雇用事務の事務変更届（人事課） ・健康診断事務の事務変更届（人事課） ・行政改革推進委員会運営事務の事務変更届（行政管理課） ・電算室入室管理事務の事務変更届（行政管理課） ・ピアノ使用申込み受付事務の事務変更届（営繕課） ・野田市保健センター会議室の貸出しに関する事務の事務変更届（営繕課） ・野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務の事務変更届（営繕課） ・野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸入居時家賃等助成金交付事務の事務変更届（営繕課） ・被災者等住宅再建資金利子補給金交付事務の事務変更届（営繕課） ・市営住宅入居者募集及び許可事務の事務変更届（営繕課） ・野田市営住宅目的外使用者の許可事務の事務変更届（営繕課） ・市有建築物の建設及び営繕事務の事務変更届（営繕課）
日 時	平成 2 9 年 2 月 6 日（月）午前 9 時から午後 0 時 1 0 分まで
場 所	市役所 5 階 5 1 1 ・ 5 1 2 会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子

事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）、染谷 隆徳（農業委員会事務局長）、加藤 健一（農業委員会事務局主任主事）、山下 敏也（自然経済推進部参事兼農政課長）、佐賀 忠（総務部次長兼人事課長）、小嶋 亮（人事課給与厚生係長）、宮山 誠（行政管理課事務管理係長）、堀江 賢司（行政管理課副主幹兼電子計算係長）、松本 和博（営繕課長補佐）、福島 義人（営繕課庁舎管理係長）、会田 洋一（営繕課市営住宅係長）、戸邊 幹夫（営繕課営繕係長）</p> <p>事務局 川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）</p>
------	--

傍聴者	3名
-----	----

議 事

平成28年度第8回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

1 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- ・農地基本台帳整備事務の事務変更届（農業委員会事務局）

農地基本台帳整備事務の変更をするに当たり、審議依頼書が提出されたので、担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 従来野田市においては「公益上」というところだが、この場合「特に」が入っているが、「特に」の部分の説明はよろしいか。我々に配られた7だが特に公益上必要とする理由とあるが、これについては、説明はないか。

日下部主査 農地法の改正に伴いまして、農地の情報の公表が法律で義務付けられております。法律で義務付けられたことから農林水産省が音頭を取り、現時点での政府のセキュリティレベルの最高水準に基づきました公表のシステムを構築しております。野田市単独でこういったシステムを構築するには多大な費用が掛かりますので現実的にはできません。全国的には農林水産省の作成したシステムと電子計算機を結合することにより、効率的に法律に基づいて農地の情報の公表をしていくことになっております。セキュリティの面からも現時点での最高水準となっており、システムと結合することは現実的に法に基づく事務を行うために必要なものであることから、公益上特に必要があると考えています。

遠藤委員 会長は公益上必要とするではなく、「公益上特に必要とする」の「特に」が入っている意味を質問したと思う。「特に」が入っている意味は、法律の改正があったからという説明でいいのか。

日下部主査 法律の改正に伴った趣旨ではありますが、先ほどと同じ説明になりますが、実際に公表に当たり野田市単独で農地台帳システムを構築するのは費用面から多大なものであり、農水省が全国的なシステムを作っておりますので、それとは別にシステムを単独で作るところは現実的ではないと思います。セキュリティの面からも農水省が政府の定めた現時点の最高水準のもので作り上げており、そのシステムを使うことが法定事務を行うために必要ですので、特に公益上必要があると考えています。

遠藤委員 作業と費用の両面からということか。

今村副市長 日下部主査から説明があったとおり、法律上情報の提供は求められているのですけれども、農水省に確認したところ、結合自体は法令で規定されているわけではありません。しかし、国はネットワークを前提としています。今回「公益上特に」というのは、条例の結合の制限の例外規定が、法令の定めがあるときと「公益上特に」の二つがあるので、法令の定めではないことから、「特に公益上必要がある」としています。この結合の制限の規定の「特に」というのは、高齢者名簿の事例の「特に」とは意味合いがかなり違うと思います。この辺の電子計算機結合の場合とそれ以外の場合とで「公益上特に」の意味合いが違ってくるとは思いますが、検討しなくてはいけない課題かと思っています。今回については、法律による事務のため、国がネットワークを構築し、その事務を行うための手段として国も結合を予定してのものです。法令の指示による結合でないということであれば、「特に公益上」とせざるを得ません。我々としては、本来は指示であるとは思っていますが、「特に公益上」としています。

遠藤委員 提供する情報とは、具体的にはどのようなものか。

染谷局長 農地の地域区分、農振法の区分、都市計画区分、所有者の農地に関する意向、これからも耕作していきたいとか誰かに貸したいとか、賃借権の設定の内容、権利の種類、存続期間、農地中間管理権の状況、遊休農地かどうか、利用状況の調査、これは農業委員会が調査するものですのでその日付、遊休農地関係で所有者等の各地の状況、各種公示を行った日、遊休農地の所有者の意向、意向調査日、農地中間管理機構の協議の勧告日、農地中間管理機構の設定すべき指示裁定日、措置命令日、所有者等を確定できない場合に市長村長が工事を行った日となっております。

遠藤委員 その中に計算機能が入っているものはあるか。

染谷局長 面積の関係です。

遠藤委員 面積を計算する必要はないのでは。

染谷局長 一筆ごとに地目と面積が出ております。集計はございません。

遠藤委員 それで「電子計算機結合」という言葉はどうなるのか。

日下部主査 電子計算機の結合ですが、市のシステムと外部のシステムを結合し、外部の通信網からアクセスできるようにすることと解釈しております。庁内のシ

システムであれば電子計算機の結合ではないのですが、外部のシステムとつながる
となる形で解釈しております。

遠藤委員 言葉として、電子計算機という言葉が誤解を招かないか。計算をするわ
けではないから。端的にコンピュータといった方が分かりやすいのではないか。

日下部主査 言葉の表現については、今後考えていきます。

秦野委員 全体的な情報管理の責任の所在は、全国農業会議所農業ネットワーク機
構なのか。

染谷局長 農林水産省が指導助言をする立場です。

秦野委員 機構の全体的なものは農林水産省が集約していて、一つの機構として農
業ネットワーク機構があって、そこが全部情報の管理の責任を負うという形なの
か。

染谷局長 そのとおりです。

飯野委員 システムにアクセスできる職員は、何人くらいいるのか。

染谷局長 農業委員会事務局の職員が5人いるため、5人となります。

遠藤委員 この情報は、私でもインターネットで見ることができるのか。

染谷局長 農地ナビと検索をしていただきますと、今現在はリアルタイムではござ
いませんが、地図があります。また地番で検索ができます。地図上で特定の地点
をクリックするとその情報が出てきます。今は、情報が網羅されておりませんの
で、そういったところから統一できるようにというのが国の指導監督でやってい
るところなので、各市町村には任せないといったところです。

遠藤委員 フェイズ2になると、かなり統一されるということか。

染谷局長 はい、リアルタイムで、農地であったものが手続をして建物が建つと、
職員が入力すると、農地じゃなくなります。または、遊休農地、新規就農者が農
地を探しているときに使われるといったことが一番の目的かと思われま
す。例えばAさんが、気に入った農地をクリックしたときに、そのほかにありませ
んか、とするとほかの部分も色がつきます。所有者は分かりませんが、この人がこれ
だけ持っているのかと分かります。こういったことで、農地の集約化に役立つもの
かと思えます。

遠藤委員 所有者が登記情報を別に手に入れれば分かるか。

染谷局長 分かりますし、集約化の御相談をいただければ、農業委員会はそのあ
っせんの業務もありますので、そこで農地中間管理機構の役割が出てくるとい
うこと
です。

秦野委員 システムがなくても、市の農業委員会窓口でそういった相談ができるの
か。

染谷局長 現在も御相談いただければ地域に農業委員さんがいらっしゃいますの
で、そういった方が情報を持っています。また、この辺りを探しているという場
合も地元農業委員と相談できます。最近では3.5haまとまった事例がありま

す。これについてはシステムは使っておりません。

秦野委員 最近そういう相談は増えているか。

染谷局長 はい。流山辺りがつくばエクスプレスの関係の区画整理で農地がなくなったのか、隣の野田市でという要望があって、それがまとまってきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、農地基本台帳整備事務について承認することによろしいか。

(異議無し。)

報告事項

・野田市農地利用最適化推進委員の委嘱事務の事務開始届(農業委員会事務局)

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 届出書の最後の備考で、個人情報保護の保存期間が、委嘱者と非委嘱者で分けられているようで分けられていないように見える。1というのは1年という意味か。

染谷局長 そのとおりです。

日下部主査 1年ということが分かるように「年」を入れます。

飯野委員 届出書の基本的事項として、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、本籍、国籍にマークされているが、別紙の所では、個人から収集する内容として生年月日は入っていない。どちらが正しいのか。

染谷局長 別紙の方が抜けておりましたので、生年月日を加えます。

今村副市長 思想・信条と第7条第3項との関係ですが、思想・信条・宗教等の情報を収集している理由、この規定は今まで障がい等あるいは懲罰等も当然社会的差別につながるおそれがある情報だと考えられますが、今までは、この所にチェックせずに、例えば障がいであれば個人情報の記録項目の心身の状況の障がいにチェックはありますが、第7条関係の所の根拠法令等のチェックはないという形になっていました。この辺りは整理が必要ですが、当然今回の農業委員会の話では賞罰等が入ってくるのですが、賞罰の方がチェックされていません。後に出る職員採用試験事務は障がいということで両方にチェックが入っているのですが、こちらは片方だけとなって統一が取れていません。様式自体を直さないといけないのですが、今の時点では両方にチェックする方がより確実であると思いますので、この賞罰の所についてはチェックを付けた形で見直しを行わせていただきたいと考えています。

遠藤委員 法人又は団体が推薦する事務では、推薦が法人又は団体の時には性別、生年月日は必要ないと思う。応募する者の生年月日は必要でしょうか、推薦する者の生年月日も必要とお考えか。

染谷局長 必要としています。

遠藤委員 理由は何かあるか。

染谷局長 団体では必要ありません。個人の場合、こういった方が推薦されたのか分かる材料として生年月日を収集します。

遠藤委員 若者が推薦したのか、高齢者が推薦したのか、それが判断材料になるのか。

染谷局長 そういった方の推薦があった、ということです。

須賀会長 未成年者が推薦することはないか。

染谷局長 法律施行令 11 条にもありますが、推薦する者の氏名、住所、職業、年齢及び性別という記載がありますので収集しています。

須賀会長 性別は重要な事項ということで性別はチェックする必要があるのか。

染谷局長 農業委員会の野田市農地利用最適化推進委員は男性・女性の別はありませんが、この後出てくる農業委員の公募に関しましては、13名のうち最低1人は女性を入れるよう努力をするようになっていきます。

須賀会長 これは行政指導ですか。

染谷局長 これは法律です。農業委員会等に関する法律第8条に、女性という書き方はしていませんが、性別に著しい偏りがないように配慮しなくてはならないと なっています。

今村副市長 農業委員に申込みをするときは、最適化推進委員にも申し込むことができますので、両方に併願できるような形となっていますことから、性別は必要だと考えています。

秦野委員 配慮しなくてはならないというのは努力目標か。

染谷局長 そのとおりかと思いますが、一人は女性が入ってほしいと考えています。

今村副市長 誰も推薦も公募もなければどうしようもないため、努力目標であることは間違いございません。ただそういった法の趣旨は周知させていただくことについて努力はさせていただきたいと考えています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市農地利用最適化推進委員の委嘱事務について承認することでよろしいか。

・野田市農業委員会委員の任命事務の事務開始届（農政課）

野田市農業委員会委員の任命事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

日下部主査 こちらの事務についても、先ほどと同じ理由で、届出書の社会生活の賞罰の所にチェックを入れるということでお願いします。また、届出者を野田市長に変更いたします。

遠藤委員 女性の委員の話になりますが、法律がどんな条文となっているのか。もう一つは、野田市の条例、規則などではどのように定めているのか。

山下課長 法律では農業委員会等に関する法律第8条第7項に、「市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが

生じないように配慮しなければならない」という規定がございます。市では、農業委員の任命に関する要綱の制定をさせていただいております。そこには同様の記載はしておりません。募集要項は別に配ろうと思っておりますが、そこには法律と同様の記載をしようと考えています。

遠藤委員 先ほどの女性1名というのはどこから出てきたのか。

染谷局長 そこは私の希望的観測であり、1名と限ったことではありません。

須賀会長 1名でもいればその法律に適應するという事なのか。

染谷局長 そのとおりです。この改正は農業委員が今まで27人いましたが、それを半分にして、新しく推進委員を作って、そちらは地域の遊休農地の対策を、現場部隊をやりなさいということです。農業委員については多種多様な、年齢が若い方も入れて、13人のうち半分は認定農業者を入れなさい、農業関係に利害関係のない人を一人は入れなさいというのが法律でまずあって、その後、性別、年齢に偏りが生じないように配慮しなさい、農業で食べている人の意見を聴きなさい、若い人の意見を聴きなさい、ということからこのようになっていると考えております。

遠藤委員 ここまでに女性の農業委員は存在したのか。

染谷局長 今までは委員のうち選挙で選出されるのが20人、議会推薦、農業団体からの推薦で7人の枠がございます。7人のうち議会推薦で2名が女性です。大体1人くらいは、選挙ではない選任枠で女性が入っております。

遠藤委員 若い人はどうか。30代くらいの方は。

染谷局長 おりません。

今村副市長 農業委員の改革は、半数にするということもありますし、選挙は実際には行われてはおりません。そのような中で委員は半分にしたのですが、今度は最適化推進委員というものを作って、合計すると多くなっている所です。国の助言では、農業委員と最適化推進委員であまり差を付けないようにというところとか、相当気を使っているのが現実でして、農業委員会に女性を一人入れなくてはいけないと思っているのは、多分現実として人に聞いても難しいだろう、若い人についても同じです。これは、ある団体に推薦をお願いしますという頼み方をしてはいけません。というのも、その団体から推薦した人は入れなくてはなりませんので。推薦という制度がありますという周知で、非常に微妙なことになっておりますので、ふたを開けてみないと応募があるのか、推薦はある程度あるでしょうけど、年齢や男女構成は今の時点では予想が付きません。私は選考委員会の委員長になっておりますが、さっき言った通り認定農業者が半分以上とか、利害関係者を必ず入れると。利害関係のないものを個別に頼んでいいかということについては、だめだという可能性が出てきまして、1回やってみないと分からないというところがございます。

須賀会長 野田市の特殊な事情というか、立候補も全て男性で、地域でしぼられて

しまっていることも多い。

飯野委員 届出書の備考の一番下の段で、個人情報の保存期間「1（非任命者）、永年（任命者）」と書かれているが、任命者とは任命をする人と解釈しているが、違うか。

染谷局長 任命者とは任命された者、非任命者とは任命されなかった者という意味で書いております。

日下部主査 先ほどの農地利用最適化推進委員と併せて、分かりやすい表現に改めます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市農業委員会委員の任命事務について承認することよろしいか。

（異議無し）

2 個人情報保護制度の運用の見直しについて

審議の進め方について事務局から説明を受けた。

今村副市長 個人情報の見直しがなかなか進まないの、届出書の様式の見直し案を今回出すように昨年言っておきました。しかし、総務部内のことをやっていると更に課題が出てきて、作れなかったということもございます。次回につきましては、案を出させていただきたいと思います。

(1) 個人情報を取り扱う事務の届出制度について

・職員採用試験事務の事務変更届（人事課）

職員採用試験事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

日下部主査 賞罰の所ですが、先ほどの農業委員会と同様にチェックをさせていただきたいと思います。

飯野委員 副市長から届出書の見直しも、とあった中での話だが、変更内容の性格・性質を追加と書いてあるが、届出書では性質・性格となっている。こういったものも統一した方がよいと思う。

日下部主査 おっしゃる通りです。修正します。

秦野委員 今の性格・性質とはどういうものか。

佐賀次長 応募者から事前に自分のPRをカードで出していただくのですが、その御自身で考える長所・短所を書いていただいて私どもに提出していただきます。

秦野委員 自己申告のものを頂いているのか。

佐賀次長 その通りです。

日下部主査 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、障がい者の採用を別にやっております、書き方が消防職員の試験にあった体力試験の結果ということで消防の方は別出しをしていたのですが、これは元々障がいの所にチェックがついておりましたので、別出ししませんでした。本来であれば障がい者の雇用は障がい者枠で、通常の採用と別にしております、その観点から障がいの情報を収集しますので、その根拠として障害者の雇用の促進等に関する法律という

形になっておりますので、そこが分かりにくい記載となっております。

遠藤委員 そういう形での採用を希望しない人がいたらどうするのか。

佐賀次長 通常の試験の方で受けてもらいます。

遠藤委員 そのとき情報収集はどうするのか。それでも書くのか、書かないのか。

佐賀次長 その場合は、障がいの程度を書くことはしていただきませんので、一般の方と同じとなります。

須賀会長 情報収集はしないということですね。

今村副市長 私が人事課にいたのはだいぶ前のことなので、様式や募集要項もその間に変わっているので、ちょっと確認してみないとどうなっているか分かりませんが、どこまで書かせているか把握しておりませんので申し訳ありません。

須賀会長 後で総務課に調べてもらって、報告してもらおうという形でよいか。

今村副市長 調べて次回説明したいと思います。もし、この届出書で正しくないのであれば変更させていただきたいです。もう一度この点については整理させていただきたいと思っております。

須賀会長 よろしく願います。あとは、社会生活の所はあまりチェックがないが、「評価・判定」とはどういったものか

佐賀次長 評価は順位、点数、面接試験によっても点数、最後に集計をして最終的に合格点を出しますので、点数とその判定のことです。

秦野委員 先ほどの障がい者職員の採用に当たっての個人情報の記録というのは、実質的には元々入っていたということか。

日下部主査 元々の既存事務は消防職員の採用を含めた意味合いだったのですが、体力試験を消防がやっております、その情報を収集しますので、今回それを追加しました。

今村副市長 消防職員の採用試験においては体力試験ということで、特別に消防が体力試験をやっているということからという理由で書いたと思われませんが、そもそもいろいろな職種の試験も、専門試験をやるところもあれば教養試験だけを行うところもありますし、職種によって試験内容そのものが違ってまいりますから、そういう意味ではそこだけ特別に出すのはあまり意味がないと思います。どこまで書けばいいのかということも含めて、次回また説明させていただきます。

須賀会長 了解した。ほかに意見等あるか。なければ、そのような形で職員採用試験事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・人事管理・給与計算システム事務の事務変更届(人事課)

人事管理・給与計算システム事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員 開始届の内容を単なる人事管理と片付けるのではなく、より具体的に分かりやすく、一目で分かるようにするということが。

佐賀次長 そのとおりです。

遠藤委員 記録項目の基本的事項 のところで、本籍にチェックが入り国籍がチェックを外してあるが、野田市では外国人を採用する方針は採っていないのか。

佐賀次長 採っておりません。

遠藤委員 変更する可能性はないのか。そちらのレベルで決められる話ではないのかもしれないが、そういう動きはないのか。

佐賀次長 今のところはありません。

今村副市長 今のところ公権力の行使に当たるものということを前提に採用としていますので、外国人は現在のところ採用を考慮しておりません。現業職員については公権力の行使に当たらないことから外国人ということもあるのですが、現業職員については現在行政改革大綱の方で不補充方針ということで新たな職員を採用しないとしておりますので、現在のところ外国人を採用するという予定はありません。この人事給与厚生事務の個人情報の記録項目の中で、人事管理ですから、市役所内での異動履歴が重要になってくるのですが、これを職業・職歴として見るのは採りにくい、給料ということもあって、これだとこの様式の中ではその他にも書いてないですし、これも整理させていただいて、もし足りない部分があるのであれば追加させていただきたいです。

須賀会長 これも検討していただくこととする。ほかに意見等あるか。なければ、職員採用試験事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・臨時職員雇用事務の事務変更届(人事課)

臨時職員雇用事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 今度は基本的事項の本籍、国籍にチェックが入っていない。これでいいのか。

佐賀次長 臨時職員には国籍の要項を求めないで採用しておりますので、それで国籍の記入は不要ということで、我々も情報はいらぬということになっております。

遠藤委員 外国籍の方の採用もあるということか。

佐賀次長 はい。例があるのは一般職の非常勤職です。

遠藤委員 さっき農業委員会の部分で、非委嘱者が1年で、委嘱者が永年という書き方があったが、今回のように書いた方が分かりやすいのではないか。

日下部主査 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 委嘱されたものは永年、委嘱に至らなかったものは1年、という気がする。

日下部主査 そのように改めます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、臨時職員雇用事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・健康診断事務の事務変更届(人事課)

健康診断事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員 変更後の主な点は、主に残業、働きすぎの防止と考えてよろしいか。

佐賀次長 ストレスチェックの制度が出てきましたので、それを今回職員の健康診断事務に盛り込みました。

秦野委員 ストレスを重視しているということか。

佐賀次長 はい。

今村副市長 健康診断の所でも、把握する情報の第7条第3項関係で「社会的差別の原因となるおそれのある情報」として障がいだけということですが、ほかにも病歴とか幾つかございして、その辺の所はどこまで書くのか、先ほどの試験もそうですが、細かすぎてもこの様式に書ききれないという部分があります。その辺もまた課題としてありますので、その辺の整理も最終的にさせていただきたいと思っています。

須賀会長 細かく項目を付けるとそこにこだわって、それから外れるとどうにもならないということがある。その辺りを抽象的な表現とともに検討するということが。

今村副市長 はい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、健康診断事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・行政改革推進委員会運営事務の事務変更届(行政管理課)

行政改革推進委員会運営事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 今回の改正、追加の項目は、各種委員会の委員になる人の資格ということか、どんな人かということの要件を定めていることと関連があるのか。

宮山係長 委員になる方については、特に資格を定めておりませんので、委員の団体の方に委嘱する際に、委嘱の団体の名前を把握しています。その中で税理士に依頼するということから、資格と職業にチェックをしたものでございます。

今村副市長 見直しでこのように項目の追加はいいのですが、全体として審議会の届出を一つ出しているとして、そのほかに個々にこのように出しているところと全体だけになっているものがございしますので、そのところは整理する必要があると思います。全体だけでいくのか、あるいは特別に書ききれないものを別にする必要があるのか、今後整理させていただきます。

松本委員 行政改革委員は税理士だけではないと思うが、メンバーの構成はどうなっているのか。

宮山係長 公募委員の方と税理士の方がおりまして、後は団体からの推薦された方で構成されています。

松本委員 公募委員の個人情報の記録項目はどこに入るのか。

日下部主査 公募委員については別に届出がございます。

松本委員 行政改革推進委員会運営事務ではないと。

日下部主査 全体として一つのものであります。

今村副市長 その辺も整理いたします。

松本委員 整理を待ちます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、行政改革推進委員会運営事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・電算室入室管理事務の事務変更届(行政管理課)

電算室入室管理事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 今339名が登録されているということだが、登録されている人が必ず1年に1回入退室しているということではないということか。

堀江副主幹 可能性を持っているということで、年度当初所属長を含めて所属課の職員を登録するという課もございます。緊急時等に入室することはありますが、必ず入室するとは限りません。

飯野委員 開始届出書の社会生活 その他(勤務先)とあるが、課名ということか。

堀江副主幹 機器の保守作業等で入室する業者の担当がおります。管理する所属課の所属長から申請を頂き、作業に当たって入室の許可をするという手順を取らせていただくという関係で、登録をするという形がございます。

秦野委員 登録する方は、それぞればらばらにやっているわけではなく、必要な方を課ごとに示してという形か。

堀江副主幹 年度当初に各所属長から、所属課の入室を許可すると思われる、対象となり得る者を申請いただきまして、事前にその方について登録していただくということです。

秦野委員 それは例えば、行政管理課の方で、あるいは総務全体で各課の入室の必要な方と認められる人の登録は集約するということが。

堀江副主幹 はい、行政管理課の方でまとめます。

松本委員 先ほどの個人情報の記録項目で、その他の勤務先にチェックが入っているが、個人情報の収集先も本人以外とならないか。

堀江副主幹 登録は所属長からの申請を頂きまして、業者の方が保守作業を行うという目的として申請を頂いて、作業時間を許可して作業に当たっていただいております。

日下部主査 本人から指紋等も頂いております。

秦野委員 申告書でやっているということか。会社からは一切取っていないということか。

堀江副主幹 契約の中で保守業者は記載されておりますので、名刺若しくは名札等で本人確認をし、さらに我々は所属長からの申請依頼を頂いたことで登録をして入室する形となります。

須賀会長 そうなると本人からのみ情報を集める、会社からはしないということか。

堀江副主幹 はい。業務の目的がその所属の業務となりますので、所属長の申請でその方の指紋情報を登録させていただくということになります。

今村副市長 本人ではなく所属長から会社名も出ていますので、収集先としては本人というのは。

松本委員 その下の本人以外でどこに該当するのか、というところか。

今村副市長 これも検討させていただきます。

須賀会長 検討をお願いする。ほかに意見等あるか。なければ、電算室入室管理事務についてそのとおり承認することによろしいか。

(異議無し)

・ピアノ使用申込み受付事務の事務変更届(営繕課)

ピアノ使用申込み受付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

飯野委員 変更内容の中で、申込者及び演奏者とあるが、その前には市内に在住又は在勤と制限があったが、市外からでも、市内に在勤していない人でも使用可能となったのか。

福島係長 利用条件としては市内に在住、在勤をしておりますが、個人情報の収集としては申込者の氏名と演奏者の氏名ということで、条件としては変わりはありません。

遠藤委員 条件がそうなっているのに、今までの条件ではない別の記載にする理由とは何か。

日下部主査 分かりやすくするためと、あとは例えば演奏者等なのですが、従来ですと市内在住又は在勤と書いてあるのですが、市外の方でも野田市内のサークルに入っている場合には、例えば演奏者の氏名などで個人情報を提出されることがありますので、正しい表記ということで変更させていただきました。

飯野委員 市外の方でも、サークル活動等でやってる方が該当になるということですか。

福島係長 サークルの中に市外の方がいらっしゃっても問題はありませんが、基本的にはサークルの中の在住・在勤の方が申し込んでいただくということになっております。

須賀会長 例えば団体名で申し込んで、その会員の中に市外の方がいても良いということか。あくまで個人情報としては団体名を記載するということか。

福島係長 申込みの方は在住・在勤の方でしています。

須賀会長 申込者は市内に在住・在勤の方のみということか。

福島係長 そのとおりです。

遠藤委員 表現を変える必要がないように感じる。

今村副市長 これまで出していた届出者は、申込者の情報として出していたのですが、今回は対象者が申込者及び演奏者ということで個人情報として管理する、前も届出書の中では演奏者の個人情報も入っていたのですが、それが漏れていて申込者だけがベースになっています。今回は申込者と演奏者ということで、対象者の方は実際にこちらの方が正しいわけですが、申込者に限定して届出書を出していたので演奏者の部分も追加したというわけです。そのようなわけで市内に在住・在勤というそのままの条件が書いてあったわけですけど、演奏者は市内のサークルに所属していれば、実際には市外の方でもよろしいということで、在勤でなくてもよろしいということで、扱いとしては変わりませんが、情報の管理としては精度が低かったということで、高めようとしているのですが、書き方が分かりにくいと思います。

須賀会長 委員の中からは、変える必要がないのではないかという意見が多く出ているが。

今村副市長 申込者であれば変える必要はないのですが、演奏者の方が個人情報に入っているようですので、この辺もまた整理してきます。

遠藤委員 一つ提案だが、そのような趣旨であれば対象者の範囲を申込者であれば市内に在勤・在住である者、演奏者については市内に在住・在勤する者あるいは市内に所属する団体があるものというようにきちんと分けて書いた方がいいのではないか。表現はお任せするが、訂正したいという理由は演奏者についても情報を集めるのだから、そのことを項目に書かないのはおかしいのではないかという発想からだから、しかし申込者は今までと同じというわけだから、長くなるが二つに分けた方が良く思う。

日下部主査 届出書自体にどこまで細かい情報を書く必要があるのか、事務の煩雑さや漏れてしまうことがありますので、それを今後整理させていただきます。

秦野委員 市内に在住又は在勤する申込者及び演奏者ということになる。今遠藤委員が正確な表現をおっしゃったわけだが、届出書の様式として簡略化が必要なのであれば、もう少し縮める工夫をされれば。

遠藤委員 ただし書で、演奏者については市内に存在する団体に属しているものでもよろしい、という形でやってもよいのではないか。

今村副市長 先ほど事務の簡略化と言いましたが、この部分で事務が複雑になるということはありませんので、正確に書かせていただきます。

遠藤委員 年間にどれくらいの申請があるのか。

福島係長 昨年度は56件ありました。

遠藤委員 演奏者が市外の者だったことはどれくらいか。

福島係長 把握しておりません。

須賀会長 事務局は何かあるか。

日下部主査 先ほどの、対象者の範囲については変更させていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、ピアノ使用申込み受付事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・野田市保健センター会議室の貸出しに関する事務の事務変更届(営繕課)

野田市保健センター会議室の貸出しに関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 保健センターを自治体に貸すということか。

福島係長 はい。

遠藤委員 5年を1年にする理由とは何か。

福島係長 個人情報速やかに破棄しないといけないという中で、当初5年と設定したのですが、必要がないということで、1年という形にさせていただきました。

松本委員 社会生活に地位とあるが、これは自治会の何を書くのか。

福島係長 会長ということです。

松本委員 ということは、基本的に自治会長が申し込むのか。

福島係長 はい。

須賀会長 1キロ以内にとということで、別紙の1に自治会長に対し電話調査を行うということで、自治会長ということか。

福島係長 はい。ほかにも廃棄物減量等推進委員もおります。

秦野委員 事務の手続は変わらないということか。

飯野委員 届出担当のところで、営繕課が代表として書かれているが、市民生活課や保健センターはどのような関わり方をするのか。

福島係長 自治会からの申込みは市民生活課で受け、許可するのが営繕課となります。会議室の実際の管理については保健センターで行いますので、このように書いております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市保健センター会議室の貸出し事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務の事務変更届(営繕課)

野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 個人情報の記録項目の の基本的事項の中の本籍や国籍は特に必要ないのか。例えば、ひとり親でも子供は日本国籍を取得していて、母親外国人だというケースがあると思う。こういうケースの場合、チェックはいらぬのか。

松本補佐 はい。規則第3条に対象者という項目がありまして、野田市に引き続き

1年以上在住していきまして、住民基本台帳に登録されている人が対象となります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸入居時家賃等助成金交付事務の事務変更届(営繕課)

野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸入居時家賃等助成金交付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 戸籍の謄本の提出者にあつては、という記載があるが、どういう場合に提出する必要があるのか。

会田係長 申請時に必要としていますが、離婚後半年以内の制度ということですが、離婚の年月日が離婚届の受理証明で対応ができておりますので、そういうものが取れない場合に戸籍謄本を必要としております。

秦野委員 問題は自主避難している際に、その場所が相手につきとめられてしまうというケースがよくあるが、その原因は戸籍謄本にあるのか。

会田係長 謄本は関係ないと思います。居場所を知る直接の原因にはなっていないと思います。

秦野委員 謄本からは、今の条件とかそういうものを取り出せばいいということか。

会田係長 はい。

今村副市長 戸籍の附表とか、夫婦ですから、取られる可能性はあるわけですが、その時には、本人から自分以外に出さないようにと市民課に届けを出されれば、例え夫であっても出さないようにブロックすることはできます。事件で出してしまったという話が散見されますが、基本的にはそこから住所を移していればそこから追われるので、その辺は個人からの、男女共同参画課からも市民課と連携してという手続は採らせるようにしています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸入居時家賃等助成金交付事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・被災者等住宅再建資金利子補給金交付事務の事務変更届(営繕課)

被災者等住宅再建資金利子補給金交付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

日下部主査 金融機関が発行する、借入残高証明書につきましては、本人が一度受け取りまして、市としては本人から受け取りますので、今まではその他(金融機関)と入れておりましたけれども、本人から受け取りますので、今回本人以外を

外させていただきました。その他のチェックを外していたのですが、（金融機関）という文字が残っておりましたので、この文字も削らせていただきます。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、被災者等住宅再建資金利子補給金交付事務について承認することよろしいか。

（異議無し）

・市営住宅入居者募集及び許可事務の事務変更届（営繕課）

市営住宅入居者募集及び許可事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員 記録項目の その他（退去時の精算の際に口座情報を収集することがある）とは、入居費の返還ということか。

会田係長 例えば1月末まで家賃を払っている方が、1月10日に退去された場合、日割りでお返しするという事です。

秦野委員 それだけのことですね。

会田係長 市営住宅の敷金を家賃の3か月分お預かりしておりまして、特に滞納などがない方についてはお返ししております。それで口座情報を収集することができますので、掲載しております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、市営住宅入居者募集及び許可事務について承認することよろしいか。

（異議無し）

・野田市営住宅目的外使用者の許可事務の事務変更届（営繕課）

野田市営住宅目的外使用者の許可事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、野田市営住宅目的外使用者の許可事務について承認することよろしいか。

（異議無し）

・市有建築物の建設及び営繕事務の事務変更届（営繕課）

市有建築物の建設及び営繕事務の事務変更届について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

飯野委員 届出担当課等の名称とあるが、係まで書いているのは珍しいと思う。あえて書く意味はあるのか。

日下部主査 削り漏れですので、修正します。先ほどのピアノ使用事務にも係が書かれていましたので、こちらも修正します。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、市有建築物の建設及び営繕事務について承認することよろしいか。

（異議無し）

職員採用試験事務、人事管理・給与厚生事務及び臨時職員雇用事務の届出書の課

題について事務局から説明を受けた。

今村副市長 特に要配慮個人情報についてですが、今条例では、要配慮個人情報に相当する思想、信条及び宗教に関する個人情報及び社会的差別のおそれとなる情報について、原則として収集してはいけませんとなっているのが、今度は法が本人の同意がない限りだめだという言い方で決めました。野田市は、例外として収集できる場合として、法令の定めと国の指示、実施機関が公益上特に必要があると認めるときとなっています。本人の同意があっても集めてはいけませんよという条例について、同意があるときは良いという国の法ができたので、逆に緩くするのかということも懸念されますし、その辺の検討の必要があります。もう一つ、ここにもある「公益上特に必要があるとき」ですが、これを思想、信条、内心の自由の部分に対してまで、それが具体的に認められる場合は極めて限定的ではないかと思われますので、ここにこのような表現があっているのかということも考えていかなければならない、条例も改正しなければならないのかなと思っています。先ほど健康診断が、特に公益上ということでありましたが、これは法に基づいて実施するので、健康診断を実施すれば結構な個人情報を把握するのは法の当然の帰結なので、特に公益上というのはふさわしくないのではないかなと思います。この辺は厳格に管理する必要、収集を制限する必要があると思いますので、国の内容をよく確認して、野田市として条例をどのようにやっていくか考えていきたいと思っています。

須賀会長 これらは次回以降の検討課題となるということか。

今村副市長 はい、非常に大きな課題であると思います。

職員健康診断事務、野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸入居時家賃等助成金交付事務及び被災者等住宅再建資金利子補給金交付事務の届出書の課題について、続けて事務局から説明を受ける。

日下部主査 事務の単位は、どの届出書にも共通する非常に難しい課題ですが、案を示した上でないと議論も進めにくいと思いますので、案を示せるよう準備を進めます。

須賀会長 条番号の記載についてだが、条文の号や条のずれがあるから、第何条第何号と具体的にはそこまで出せないということか。

日下部主査 それ以外に、私個人の意見ですが、何々条例に基づく事務ということが書いてあれば、仮に市民の方が見て分からないということであれば、担当者に具体的に何条なのか聞いていただけますし、条例も公開していますから、条文を探す手間はありませんがそちらを見ていただけますし、そういった形で可能なのかなと思います。

遠藤委員 ずれたりしたらその度に変えなくてはならないという手間があるのは分かりますが、何が根拠かと言うことは明示しておかないとまずいと思う。

今村副市長 遠藤委員のおっしゃることも分かります。議会の条例も年4回、なおかつホームページにある例規はさらにそれから議会の直前まで、約半年近く元のままであることがあります。個人情報の届出だけが条例よりも先に変わってしまっていると、それを見て混乱を招くところもあります。それを直すのは相当事務的にも煩雑だと思いますので、遠藤委員の意見も参考にしながら案を考えさせていただきたいと思います。

須賀会長 これについての意見は次回伺うこととする。ほかに意見はあるか。

遠藤委員 前回話題としたもので、個人情報の記録項目の基本的事項に識別番号等とあったが、今度5月30日に施行される改正法では識別符号という言葉を使っているようなので、それで統一すればいいのではないかと思う。

日下部主査 個人情報の定義の明確化の中で、前回も申し上げた生存する個人という定義も明確にするかにつきまして、国の識別符号等の関係もありまして、国の定義と合わせていくかということも検討課題の中で考えています。

遠藤委員 識別符号には当然マイナンバーも含まれるという解釈のようです。

日下部主査 はい。

遠藤委員 もう一つは、電子計算機結合の有無で、計算があるのかないのか。コンピュータは0か1で区分けしていくので、これを計算として考えると、電子計算機結合の処理というのも言葉としては合っているのかなという気がしないでもない。ここはちょっと調べてほしい。

須賀会長 識別番号等の所でマイナンバーについて、今回チェックが入っていたか。

遠藤委員 前回議論したときには識別番号等で議論があったと思うが。

日下部主査 免許証番号の話です。

遠藤委員 免許証の番号とマイナンバーを同じように識別番号で統一するのはおかしくないかと言ったが、今回の法改正では識別番号で統一するようだ。

日下部主査 国の定義に合わせるかどうかも含めて、検討させていただきます。

須賀会長 ほかに何かあるか。なければ、本日の審査会は終了とする。

以上